

## -国会（衆議院）-

### 国有財産の有効活用について（衆議院議長宛て）

法制局分室に係る平成30年度末の国有財産台帳価格(収入支出以外) 9億4448万円

#### 1 衆議院所管の国有財産の管理、処分等の概要

国有財産法(法)によれば、国有財産は、国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したものなどである行政財産と、行政財産以外の一切の国有財産である普通財産とに分類されている。そして、法に規定されている管理及び処分の原則によれば、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長(各省各庁の長)は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならないこととされている。また、各省各庁の長は、行政財産の用途を廃止した場合はこれを財務大臣に引き継がなければならぬこととされ、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができることとされている。

衆議院は、国有財産の事務の一部について、議院事務局法に基づき衆議院に附置されている衆議院事務局(事務局)に分掌させていて、衆議院の行う業務の目的を遂行するために、その所管に属する衆議院庁舎等の土地、建物等の国有財産を行政財産として管理させている(平成30年度末の国有財産台帳価格計6725億5084万円)。また、衆議院が、行政財産の用途を廃止して財務大臣に引き継いだり、用途を変更したりするなどの場合には、国会法に基づき衆議院に設置されている衆議院議院運営委員会(議院運営委員会)の協議を要することになっている。このため、事務局は、必要に応じて、議院運営委員会に対して、国有財産の管理等に関する事項について説明を行うなどしている。

#### 2 本院の検査結果

衆議院が管理する行政財産のうち、法制局分室(東京都渋谷区所在。30年度末現在の国有財産台帳価格9億4448万円)は、国会法に基づき衆議院に附置されている衆議院法制局(法制局)の職員の会議、宿泊等に使用するとしている会議等施設である。その内訳は、土地(1,243m<sup>2</sup>)、建物2棟、立木竹等となっており、これらの土地等は衆議院が昭和23年8月に購入するなどして取得したものである。

この法制局分室の使用状況についてみたところ、衆議院は、建物等の管理のために管理人の人件費や樹木のせん定等の費用として、平成25年度から30年度までの間に計1400万円を支払っていたものの、法制局は、24年8月に会議のため1日使用したのを最後に、法制局分室の建物が購入から70年以上経過し老朽化していて使用に適さないなどの理由から、同年9月以降、法制局分室を全く使用していない。そして、事務局は、法制局から法制局分室の使用状況について報告を受けていなかったことなどから、議院運営委員会に対して法制局分室の現状についての説明を行っていない。

衆議院において、同月以降、全く使用されていない法制局分室について、行政財産として衆議院の業務の目的を遂行するための役割を果たしていない事態は、国有財産の有効活用の面から適切ではなく、改善の要があると認められる。

#### 3 本院が表示する意見

衆議院が管理する法制局分室については、同月以降、全く使用されていない状況となっているが、国有財産は、前記のとおり、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行うことが求められている。

については、衆議院において、事務局が法制局分室の現状を的確に把握するなどした上で、議院運営委員会に対して衆議院が管理する法制局分室の現状についてより一層の説明を行うことなどにより、国有財産の有効活用が図られていくよう意見を表示する。